

第三部 新たな指針構築に向けて

社会教育施設としての博物館をめぐる情勢の変化

文化庁美術学芸課 朝賀 浩

はじめに

課題について備忘的に整理しておきたい。

社会教育施設としての博物館

公立博物館施設をめぐっては近年それらを取り巻く情勢がめまぐるしく変化し、現在もなお大きな波に翻弄されているように見える。それは本来社会教育施設として設置され、その目的を果たすために活動する博物館だが、1970年代以降社会の急激な変化に伴い国の教育施策が大きく改変し始め、特に「社会教育」「生涯教育」「生涯学習」といった諸概念が議論されるようになると、このことと無関係ではいられなくなったことが理由であろう。これに加え「生涯学習」という概念が単に教育行政のみの問題ではなく、社会構造全体に関わる総合的施策へと展開したことは大きい。一方で1980年代以降、行政改革が推進される中で公務員制度の改革や総人件費の抑制、規制緩和や民営化の推進など、行政による博物館運営そのものに大きな変革が求められた。さらに現在、「文化」「文化財」「博物館」という本来は主として教育行政が取り扱うべき概念が「生涯学習社会」「文化芸術立国」「観光立国」といった国家戦略との関わりで取り沙汰されるようにまで展開している。このように社会の大きな変化と行政組織や諸制度の変更に伴って博物館運営の在り方もその都度影響を被り、また今後も対応を迫られるだろう。本稿では博物館施設を取り巻くこれまでの社会情勢の変化を概観し、現在直面し今後さらに展開するであろう事態を確認し、それらに対応するための

社会教育とは基本的に公教育の一貫であり、従ってその従事者は原則的に公務員かそれに準じる者ということになる。戦後日本の社会教育施策は公立の公民館、図書館、博物館を一方の主要な活動現場として展開する。博物館施設そのものは既に戦前から各地に設置されていたが、1949（昭和24）年6月「社会教育法」が制定され、その第9条に「図書館及び博物館は、社会教育のための機関」と明記され、1951（昭和26）年12月には「博物館法」が、その翌年に「博物館法施行規則」が定められ、ここに社会教育施設としての博物館という位置づけが明確になった。同法では博物館には専門的職員としての学芸員が配置され、その職務は資料の収集、保管、展示、調査研究とされる。これらの任務を通じて総合的に普及教育を実践する社会教育施設が博物館である。なお同法は1955（昭和30）年10月に改正され、学芸員資格の認定制度が導入され、博物館相当施設の指定制度が追加された。

社会教育施設としての博物館という位置づけは2006（平成18）年に改正された「教育基本法」第12条2項にも、同20年改正の「社会教育法」第5条にも同様に明記されており、この点は社会情勢が大きく変化した現在にいたるまで基本的に

変わりはない。

なお、博物館の位置づけに関する国際的な指針としては国際博物館会議（ICOM）による博物館の定義が参考となるが、それはしばしば改訂されているものの、博物館の目的には一貫して「研究」「教育」「楽しみ」を並記しており、それらを実現するための機能として「収集」「保管」「調査研究」「コミュニケーション」「展示」などが上げられている（注1）。このように博物館における教育的機能、教育的意義は、その根幹に関わる不可欠な要素であることを再認識したい。

生涯学習社会の実現

戦後日本の公教育は、学校教育と社会教育とを二本の柱として展開した。このうち社会教育は、全ての国民が等しく有する教育を受ける権利を実現するための標準的・定型的な制度である学校教育とは異なり、その補完的位置づけと理解される傾向にあった。

ところが教育に関する新しい思潮の展開や社会の急激な変化を受けて社会教育をめぐる考え方には大きな変化が生じた。その最初のきっかけはフランスの教育思想家でユネスコの成人教育長を勤めたポール・ラングランによる1965（昭和40）年のユネスコ世界成人教育推進国際委員会での報告である（注2）。ラングランは「生涯教育（life-long integrated education）」の理念を提唱し、各国の教育政策にも大きな影響を及ぼした。この理念は、人間の一生涯を通じて教育・学習の機会を提供すること、様々な教育を調和させ統合したことなど、修学前の家庭教育、修学期間の学校教育、修学修了後の社会教育を個々のものとしてではなく総合的に捉える契機となった。

1971（昭和46）年4月社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあ

り方について」（注3）では早くもその理念が参考され、「社会の変動と生涯教育」と題して国民はあらゆる機会を利用してたえず学習する必要があり、行政は国民の生涯にわたる学習の機会をできるだけ多く提供することが必要であるとする。また経済計画に与る内閣総理大臣の諮問機関経済審議会による翌年5月の「教育・文化専門委員中間報告」（注4）も同様に生涯教育的観点から言及しているところをみても、教育とりわけ生涯教育の課題が経済界を含めた社会全体の問題へと拡大していることがうかがわれる。例えば1973（昭和48）年4月に東北大学で大学教育解放センターが設置され、同年秋には朝日カルチャーセンターが開講、翌年に北九州市立美術館でボランティアの育成活用が開始されるが、社会教育施設に限らず高等教育や民間の団体でも生涯学習の機会提供を先取りする活動・事業が開始されている点に注目される。

文部大臣の諮問機関である中央教育審議会による1981（昭和56）年6月の答申「生涯教育について」は、各人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行なう学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本理念が生涯教育であるとして、行政として初めて「生涯学習」の概念に触れている。さらに1984（昭和59）年9月に内閣総理大臣の私的諮問機関として設置された臨時教育審議会は、文部省に留まらず政府全体として長期的な教育政策を検討することを目指し、その後4次にわたる答申を行ない社会に多大な影響を与えた。大学入試制度、教員研修制度、教科書検定、愛国教育などが問題となつたが、生涯学習社会への移行が謳われたことはその後の教育行政の展開を見る上で極めて重要である。これは学歴偏重社会や詰め込み教育といった批判にさらされ、教職員の資質低下までもが問題視された学校教育一辺倒からの脱却を

図ろうとするものであった。個性を重視し、社会の変化に自ら対応できる自己教育力を有する人材の育成、高度に国際化・情報化した社会へ適応できる人材が求められた。その後、この生涯学習社会の実現に向けた政府主導の動きはダイナミックに展開し、1987（昭和62）年10月「教育改革推進大綱」閣議決定（注5）、翌年7月文部省社会教育局を廃止し生涯学習局を設置、1990（平成2）年1月中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」、同6月「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」、1991（平成3）年4月中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」の他、生涯学習審議会の答申として同4年7月「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（注6）、1996（平成8）年4月「地方における生涯学習機会の充実方策について」、1998（平成10）年9月「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」、1999（平成11）年6月「学習の成果を幅広く生かす」など、21世紀を見据えて矢継ぎ早に教育施策の提言がなされ実行されていった。一連の政策によって視点がその教育主体（＝行政）から学習主体（＝国民）へ移行し、市民ニーズと行政サービスが対置されるようになる。また自発的活動や個性尊重などが謳われる一方で、自己責任論や受益者負担主義が台頭した。さらに生涯学習振興施策を文部省のみでなく通産省をはじめとした各省庁を取り込んだ総合的施策としたため「新たな公共」という概念が現れ、一方で非正規雇用やボランティアが積極的に導入されるようになつた。これに対しては教育の中立性・独立性が後退した、生涯学習の市場化が推進された、などの評価も聽かれる。

これらの延長上に博物館、図書館、公民館などの社会教育施設の機能強化にも着手された。1996（平成8）年4月生涯学習審議会が「社会

教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」を答申、同年8月「博物館法」が改正され学芸員資格取得に要する必要単位数が増加された。1998（平成10）年9月生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」では、社会教育活動の中で行なわれる学習活動が生涯学習活動の中心的な位置を占めるとされ、博物館をはじめとした社会教育施設が生涯学習社会の中核を担い得る状況になったと言える。なお、1998年4月には文部省生涯学習局長の通知として「博物館に相当する施設の指定の取扱いについて」が出されているが、登録博物館の問題や館の運営形態、さらに学芸員資格等に関しては2003（平成15）年6月「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」、2007（平成19）年6月「新しい時代の博物館制度の在り方について」などの協力者会議の議論を経て、2008（平成20）年に「博物館法」が、翌年には「同法施行規則」が改正される。同時に「学芸員養成の充実方策について」（協力者会議報告）や「博物館実習ガイドライン」（文部科学省）なども出され、2010（平成22）年3月の協力者会議報告「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」を受けて2011（平成23）年12月に新たに「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学省告示として出されるまで継続的に議論していくことになる。これらは地方分権の推進策に沿う形で博物館現場実態に応じた概念化・弾力化が進められたものと言えるが、必ずしも充分な成果は得られていないとの指摘もある。

博物館スタッフの資質向上については、文化庁では歴史資料や民俗資料、美術工芸品を扱う学芸員等を対象とした研修を既に行なっているが、近年の情勢を反映して2011（平成23）年度から新たに「ミュージアム・エデュケーター研修」及

び「ミュージアム・マネジメント研修」を実施してきている。

行政改革と博物館

社会の急激な変化やさまざまな問題意識を受けて 1980 年代には臨時行政調査会や前述の臨時教育審議会が設置される。これらによって社会全体が大きな影響を被ったが、とりわけ博物館施設に関わる問題としては、その運営形態の抜本的な変革があったことに留意される。

行政改革は中央省庁再編、地方分権、公務員制度改正、総人件費の抑制、規制緩和や民営化といった諸課題が扱われたが、博物館に関連しては国立博物館、国立美術館の独立行政法人化、地方博物館の指定管理者制度導入、さらに民間の博物館施設においては財団法人の公益法人移行など、運営形態や組織体制の変更を伴う大きな改変があった。

1999（平成 11）年 7 月「独立行政法人通則法」が成立したのを受け、2001（平成 13）年 4 月に独立行政法人国立博物館と独立行政法人国立美術館が設立される。国立博物館は 2007（平成 19）年 4 月には独立行政法人文化財研究所と統合し独立行政法人国立文化財機構へと発展している。

2003（平成 15）年 9 月に施行された改正「地方自治法」に基づいて地方自治体が管理・運営する施設を多様な法人に代行させる指定管理者制度を導入することが可能となり、博物館施設を含めた各種社会教育施設にも適用された。現時点で全国の博物館施設の約 2 割強に指定管理者制度が導入されている。移行期には少なからず混乱もあったが、導入から 10 年以上が経過して制度として定着してきているかに見える。民間の手法を取り入れて柔軟な運営ができるというメリットが語られる一方で、特に博物館の場合、事業の継続性や

人材育成などの面で欠点も指摘されている。

また地方自治体に関しては 2005（平成 17）年 1 月に中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会から「地方分権時代における教育委員会の在り方について」という部会まとめがなされており、この中で文化・スポーツ施策について、さらには一定の必要性がある場合（文化財を積極的に活用した地域作りなどの開発行為）には文化財保護行政についても、自治体の判断により教育委員会だけではなく首長が担当することができるよう検討すべきとしている。これは一部の自治体において既に文化・スポーツ、生涯学習施策を首長部局が主導して行なう社会教育の二元管理の動きが活発化していたことを整理・追認したものだが、視点を替えれば膠着した教育委員会の在り方に対する批判が大きく表面化したものとも言え、社会教育や文化財保護の原則が緩やかに転換させられる事態となった。これにより博物館施設の中にも教育委員会の所管から首長部局へ移管されたところも数多く出ている。そもそも今世紀初頭には市町村合併が各地で積極的に行なわれ、この影響で教育行政の組織改編がなされ、地域によっては博物館施設の運営体制にも影響が及んでいる。

また財団法人等については、その適切な事業運営が求められ、2006（平成 18）年 6 月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が成立し、それまで民間美術館等の多くが財団法人により運営されていたが、そのほとんどが公益財団法人へと移行する手続きを行った。

このように国、地方自治体、民間の博物館施設が揃ってその運営形態の見直しを迫られ、移行のための事務手続きなど煩雑な業務が膨大に増加したり、過度に効率的な運営を迫られたりしたもの、その過程で各施設のミッションが明確になり、運営方針や事業評価などが見えやすくなったことも事実である。

学校教育改革と博物館

学校教育における学習指導要領は概ね 10 年ごとにその時々の社会や学校教育での問題意識を反映させて改訂されている。日本の教育行政が学校教育を中軸としていた状況から、次第に生涯学習社会の実現を目指す方向へ大きく舵を切ったことに伴い、学校教育と社会教育の連携が模索され、両者の関係は新たな局面を迎えている。

1971（昭和 46）年度から適用された学習指導要領は、世界的な科学技術の急激な進歩に対応できる人材を育成するため「現代化カリキュラム」と呼ばれる高度な内容を含む密度の高いものとなった。この翌年には既述の経済審議会「教育・文化専門委員報告」で、人生の各時代の必要に応じて教育の機会が用意されなければならずあらゆる社会的局面に教育の機能があるとするのと併せて、社会全体で生涯にわたる教育の密度を上げていこうとする潮流を認めることができる。ところが過密なカリキュラムは児童・生徒にも教職員にも過度な負担と混乱を強いることになり、その反省から 1980（昭和 55）年度から適用された指導要領では授業内容を削減する「ゆとりカリキュラム」と呼ばれるものとなった。先述のように、翌年の中央教育審議会答申「生涯教育について」において政府として初めて生涯学習の概念を表明しており、学校教育の諸課題を社会教育・生涯学習で補完しようとする方向が示されている。この後、臨時教育審議会が発足し、この方向性がさらに総合的、具体的に推進される。1992（平成 4）年度から適用された指導要領では、知識・技能中心主義から、学習の過程や社会変化への適応力、問題の解決能力などを育成することを目指す新しい学力観が示され、個性を重視することが強調された。教職員の役割も指導から学習支援へ転換することが打ち出されている。そして 2002（平成

14）年度適用の指導要領は、いわゆる「生きる力」の育成を目指し、それを実現するための方策として「総合的な学習の時間」が設けられた。これは児童・生徒が横断的・総合的な対象の中に自ら課題を見いだし、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成することがねらいとされる。しかしこのカリキュラムを導入するには実施方法などに学校内で誤解・混乱が生じ、翌年には一部改正が行なわれた。この改正で注目すべきは、「総合的な学習の時間」を実践するために学校内外の教育資源の積極的な活用が求められており、ここに社会教育施設を有効活用する気運が生じた。さらに 2011（平成 23）年度適用の改訂指導要領でも「生きる力」育成のテーマを継承し、総合的な学習の時間の授業時間は減少したものの、留意すべきことに「伝統や文化に対する教育の充実」ということが謳われ、宗教や文化遺産に関する学習を充実させるとしている。学校教育において文化や文化財について関心が高まったことは博物館への期待も増加することとなる。このように学校教育は徐々に社会教育施設としての博物館を活用する気運を高めてきており、この傾向は今後も継続するものと思われる。

「文化芸術立国」戦略と博物館

高度経済成長を遂げ社会が成熟してくると、経済性ばかりを優先させることに対する反省から、文化に关心を促す必要性が論じられてきた。各地方自治体では早くから行政施策の根幹に「文化」あるいは「文化化」を位置付ける動きがあったが、国がこのことを明確にしたのは 1996（平成 8）年 6 月に建設省が出した「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」が早い（注 7）。ここでは建設行政すなわち国土開発の目的の中に「文化」を位置付けようとしている点で注目され

る。

国による文化芸術戦略の推移は、省庁再編に伴って2001（平成13）年1月文部科学大臣の諮問機関として文化審議会が設置され、4月文部科学大臣から審議会に対して「文化を大切にする社会の構築について」が諮問された。また同年12月には議員立法による「文化芸術振興基本法」が施行する。これを受けて翌年12月、文化審議会の答申を経て第1次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定される。またこの方針の取り組み状況等を調査審議するために文化審議会の下に文化政策部会が設けられることとなった。一方、国土交通省は2003（平成15）年7月「美しい国づくり政策大綱」を策定し、翌年6月に「景観法」が公布される。これと関連して2005（平成17）年4月には「文化財保護法」が改正され、民俗技術と並んで文化的景観を新たに保護の対象とすることとなった。

ところがバブル崩壊後の経済が予想以上に長期低迷したことにより経済と文化との関係が逆転してくる。2007（平成19）年2月に閣議決定された第2次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では「文化力」は国の力とされ、文化芸術と経済は密接に関係すると明記している。厳しい財政事情で地方が疲弊している中、「文化力」で地域から日本を元気にする、国・地方・民間が連携して文化芸術を支える、とあるのは、経済が文化を支える構造から、文化が経済を後押しする構造へと転換したと見え、文化を中心として官民一体となった体制が推進されている。この流れは2011（平成23）年2月閣議決定の第3次方針では一層徹底されており、国家戦略としての「文化芸術立国」の実現を目指し、文化芸術を地域振興や観光・産業振興へ活用することや、文化芸術の発信拠点の充実など、地域の博物館施設等とも関連する具体的戦略が提示されている。また特に文化財に関

しては公開・活用を積極的に推進するとある。ちなみに2015（平成27）年5月閣議決定の第4次方針では「文化芸術資源で未来をつくる」というスローガンが掲げられており、ここに見る「資源」という語が政策の経済的背景を如実に表わす。これは後述するように、同時期に平行して進められている「観光立国」戦略に沿うものである。またこれに先立ち2014（平成26）年3月には文部科学大臣により「文化芸術立国中期プラン」が策定され、東京オリンピック2020年招致決定を契機に「世界に尊敬され愛される文化の国＝日本」を内外に発信する戦略を提示した。

このような政策に基づいて文化庁では「芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援、ミュージアムタウン構想の推進）」「活動基盤整備支援事業」「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業（ミュージアム活性化支援事業）」「地域と共に働いた美術館・歴史博物館創造活動支援事業」「重点分野推進支援事業」「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」と、美術館・歴史博物館への支援事業を継続して実施してきたところである。

「観光立国」戦略と博物館

政府が成長戦略の柱と位置付け近年特に力を入れている政策に「観光立国」がある。これは長期化する経済低迷に歯止めをかけるべく国内外の観光客を積極的に誘致し地域経済を活性化しようという目論見で、政府一丸となり省庁横断的に、また民間をも巻き込んで総合的に推進している。

建設省や国土交通省の施策を振り返ると、たとえば1996（平成8）年6月建設省「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」や2003（平成15）年7月国交省「美しい国づくり政策大綱」などには、過度に経済効率を求める国

土開発に対する自省ともとれる視点から、「文化」や「美しい国土」といった価値観が提起され、これは2004（平成16）年6月の「景観法」、さらに2008（平成20）年5月の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」成立に結実する。一方、これらと並行して2003（平成15）年4月「観光立国懇談会報告書」で観光の意義に触れ、グローバル化が進んだ現代において日本が観光招致の面で諸外国に大きく遅れを取っているとして、ここに経済的な伸びしろが温存されていることを指摘し、文化安全保障という観点からも観光振興が有効な政策であるとする。同年7月には「観光立国行動計画」が決定され、9月に観光立国担当大臣を任命し、2005（平成17）年7月には国交省に「文化観光懇談会」を設置、翌年8月の懇談会中間的報告では、外国からの訪問者を対象とする文化観光に重点を置いている点に特長がある。

これら一連の流れの中で2006（平成18）年12月に議員立法により「観光立国推進基本法」が制定され、これに基づき翌年6月、5年間を計画期間とする「観光立国推進基本計画」を策定し、訪日旅行者数や観光旅行消費額などの増加に具体的な数値目標を設定するほか、国立博物館・美術館などの案内表示の多言語化などの具体的な点に言及し、文化財、世界文化遺産、産業・文化遺産、さらには歴史的風土や自然の風景地、良好な景観なども観光資源としての位置づけから特に重要視する。ただ文化財に関する記載は「推進基本法」では第13条に「史跡、名勝、天然記念物等の文化財」とあるのみだが、「基本計画」には「国民的財産である文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）は我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないもので（中略）重要な観光資源ともなるものである。このため、こうした文

化財について（中略）積極的な公開・活用を行っていく。」とされ、対象とする文化財類型がここで大きく拡張されていることに注意を要する。

この後、2008（平成20）年10月に観光庁が設置され観光立国戦略を着実に推進する体制が整えられたが、リーマン・ショックによる世界的金融危機や東日本大震災とそれに次ぐ原発事故が日本経済に大きな打撃を与えた。被災地を中心とした観光産業も長く苦難を強いられたが、震災復興に観光の果たす役割が極めて大きいこともあらためて認識された。

民主党への政権交代後も観光立国政策は継承され、2012（平成24）年3月には第2期「観光立国推進基本計画」が策定され、第1期計画にはない「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化」が上げられ、美術館・博物館における地域の文化資源・人材を活用した取組や、外国人利用者等に対応する取組、重要文化財建造物の公開のための施設・設備の整備、史跡等の復元・公開活用等に対して支援するなど、博物館施設や文化財に関する具体的な記載が追加された。

しかしこの国家戦略がさらにパワフルに展開するのは自民・公明連立政権に復してからで、2013（平成25）年3月以降、首相主宰の全閣僚による「観光立国推進閣僚会議」が継続的に開催され、2013～2015（平成25～27）年にそれぞれ「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を作成し、ここにはあらゆる分野にわたる具体施策が網羅的・総合的に提起されている。博物館施設に関しては館内案内や展示解説等の多言語対応、海外の博物館との交流、観光施設や交通機関との共通パス、公共無線LANの整備などのほか、科学館等を中心としてネットワークを構築し我が国の先端技術を発信したり海外巡回展を開催することや、博物館所蔵作品を高解像度画像でデジタルアーカイブ化しインターネット上で発信

することなどが上げられている。また文化財に関しては広域観光拠点地区における文化財・博物館の活用と連携した観光資源の磨き上げといったことが言及されている。訪日外国人の数値目標が予想より早く達成されると政策推進の勢いは一層増し、2015（平成27）年11月からは「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が設けられ、その第2回会議において国交相から「迎賓館などを念頭に、「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界へと大胆に開放し、観光の呼び水とする」、「我が国の文化財を、保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へと大きく舵を切る」といったこれまでにない地平に踏み込んだ発言があり、これを受け2016（平成28）年5月、名称を「観光ビジョン実現プログラム」と変えた施策提言には「文化財の観光資源としての開化」と銘打って、従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換し、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定するとある。この場合の「支援」とは具体的には補助金交付のことと思われるが、文化財の保護と活用に関する今後の補助金予算の在り方を大きく変更しかねない方針として留意を要する。この他、学芸員や文化財保護担当者を対象に文化財を活用した観光振興に関する講座を新設する、文化財建造物をユニークベニュー（特別な会場）として観光利用するなどが上げられている。これについては博物館施設の中にも建物が重要文化財や登録建造物になっているものがあり、それらを適切に活用することも工夫の一つとなろう。

今日の博物館施設の課題

以上極めて雑駁ながら社会教育施設としての博物館をめぐる情勢の変化をなぞってみた。その上

で今後の博物館施設や学芸員にとっての課題を思いつくまま上げてみたい。

基本的に公共の博物館施設である限り公務員としての自覚すなわちコンプライアンスとマネジメントの感覚は不可欠である。その上で社会教育施設として市民や来館者の生涯学習を支援する企画を立案し実施しなければならない。我が国の教育施策が上述のように様々な変転を遂げてきたことをみても、学芸員とはいえ社会の動向や教育施策の変化に敏感でありたい。国家戦略としての「生涯学習社会」「文化芸術立国」「観光立国」などが今後どのように展開するかは博物館施設の在り方にも大きく関わってくる問題となろう。地域活性化や観光振興の面でも博物館は地域の核となり得るし、館には一つの大きなチャンスもある（政府による政策に基づく様々な博物館施設等支援に関する情報は適宜入手するように努めて頂きたい）。ただ場合によっては経済効率やノルマ主義の攻撃にもさらされるだろうが、博物館の教育的意義についてはぶれない姿勢を保って頂きたい。首長部局所管の施設でも教育委員会からの情報が重要だし、学社連携を企画するなら学習指導要領の改訂内容とそのねらいを充分に理解しておくことも必要である。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、さらには先の熊本地震などを通じて、被災した博物館施設や地域所在文化財の救援活動（文化財レスキュー）が注目を浴びるようになったが、被災文化財の救済や文化財防災計画の立案などに地域の博物館施設が果たす役割は大きい。震災によって多くの文化財が損傷を受け、少なからず滅失もしているが、一方で新たに発見され価値付けが明確になった地域ゆかりの歴史資料等も少なくない。それらの一時保管、安定化処置、その後の公開を通じて、地域の文化財を護る博物館の粘り強く息の長い活動が評価されている。

学芸員については、生涯学習を支援する社会教育施設の専門的職員として常に資質向上に努めることが求められる。学芸員の「専門性」を社会や市民さらには行政組織内にも見えるようにし充分な理解を得なければならない。これはかつて同じ社会教育に従事する専門的職員としての社会教育主事や司書の「専門性」についての議論から学ぶべきことが多いと考えるからで（注9），決して油断はできない。「博物館法」にみる学芸員の職務に照らせば専門領域での学術的業績（調査・研究），保存科学的な知見（収集・保管），作品や資料の特性に応じた取り扱い方法（展示）に関していずれも高い知識・技術が必要であり，これら全てを通じて教育的配慮のもと総合的に企画立案する生涯学習支援のスペシャリストであることを目指して頂きたい。そのため学芸員には不斷の研鑽が求められるが，学芸員にとっての調査研究活動も広義の生涯学習活動と言え，その成果を博物館における普及教育活動に還元して市民の生涯学習に貢献し，ここで学習した市民が自らの成果をボランティア活動などでさらに広く展開するという「知の循環」に与していることに自覚的でありたい（注10）。

学社連携では授業カリキュラムと展示や企画との関連を明確にする必要が生じる。歴史系や自然系では教科書に添うことが比較的しやすいようだが，美術系はかえって難しい面がある。さまざまな実践が試みられているが，特に芸術的な価値観に関連して，どのような基準で児童・生徒を評価するのかについては学校側と事前に充分な協議が必要となる。

また観光について，その本質は非日常的な体験を通じて学んだり愉しんだりすることだとすれば，これもまた生涯学習の機会の一つと言える。したがって博物館施設の使命の中に観光客への対応充実は当然含まれる。政府による「観光立国」

戦略はとくに地域経済活性化の面のみが強調されるが，外国人訪日には文化安全保障の観点も指摘されており（注11），文化財の積極的な公開・活用はそのためにこそ行なわれるべきと考える。したがって適切な管理を逸脱した過度な活用は慎まねばならず，この点でも学芸員の果たす役割が重要になってこよう。政府は我が国の観光の国際競争力向上を謳うが，製造業や農産物の輸出入などとは異なり日本の観光産業が活況を呈したからといって国際的な経済摩擦を直接的に引き起こす懸念は少ない。その点で観光分野は我が国の経済成長の優等生ということができる。健全な郷土愛の育成，健全な日本文化愛好の気運を国内外に展開させるためにも博物館施設の役割は大きい。

いずれにしても博物館施設が対象とするのは地域住民であり，来館者であり，児童・生徒であり，その学習指導をする教職員であり，また国内外からの観光客であり，さらには当該研究領域の学会もある。そのいずれに対しても適切で総合的な対応が求められるのが博物館施設である。

参考文献

※各テーマごとに参考文献・資料を以下に記す。

■ 「社会教育」及び「生涯学習」等の概念と歴史的展開

鈴木真理. 2015. 新時代の社会教育. 248pp.
放送大学教育振興会, 東京.
岩永雅也. 2012. 現代の生涯学習. 256pp. 放送大学教育振興会, 東京.

■ 「文化芸術立国」に関する基本的事項

文部科学省による各年の『文部科学白書』を参照。

■ 「観光立国」に関する基本的事項

国土交通省による各年の『国土交通白書』及び下

記を参照。

原田順子・十代田朗. 2011. 観光の新しい潮流と地域. 275pp. 放送大学教育振興会, 東京.

■個々の法律の条文

下記の e-Gov(イーガブ) から検索・閲覧可能。
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
(2017.2 参照)

■各審議会の答申や政府の方針等

関連省庁の公式サイトで検索することにより閲覧が可能である。現在、サイトから閲覧が難しいものについては本文に注釈をつけ、参照できる資料を以下に挙げた。

注 1 國際博物館会議規約（2007 年 8 月改定）
第 3 条第 1 項

注 2 Paul, L. 1970. An introduction to lifelong education. 99pp. Unesco, Paris.
ポール・ラングラン. 1971. 生涯教育入門（波多野完治訳）. 116pp. 全日本社会教育連合会, 東京.

注 3 文部省. 1971. 急激な社会構造の変化に對処する社会教育のあり方について. 広報資料, 62 : 1 – 84.

注 4 経済審議会人的開発研究委員会, 教育文化専門委員会. 1972. 教育・文化専門委員会中間報告. 297pp. 経済審議会人的開発研究委員会, 教育・文化専門委員会. 東京.

注 5 文部省大臣官房政策課. 1987. 「教育改革推進大綱」について. 文部時報, 1330 : 70 – 73.

注 6 「生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答

申）」の送付について」から引用。（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920803001/t19920803001.html
2017.2 参照）

注 7 「国土交通省におけるこれまでの主な取り組み（方針・大綱等）」参照
(<http://www.mlit.go.jp/common/000043105.pdf> 2017.2 参照)

注 8 中村浩・青木豊編著『観光資源としての博物館』（芙蓉書房出版, 2016 年）

注 9 ※参考文献が多いため複数紹介
高橋 満・佐野万里子. 2013. 公民館職員の専門性とは何か—研修編成の構想. 月刊社会教育, 690 : 10 – 22.

古川亜希. 公共図書館における図書館司書の専門性（愛知大学文学部 2008 年度卒業論文, <http://taweb.aichi-u.ac.jp/aymmt/semin/furukawa.pdf> 2017.2 参照）など。

注 10 中央教育審議会. 2008. 平成 20 年(2008) 2 月中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」. 127pp. 中央教育審議会, 東京.

注 11 ※参考文献が多いため複数紹介
外務省. 2008. 平成 20 年 (2008) 2 月外務省海外交流審議会答申「わが国の発信力強化のための施策と体制～「日本」の理解者とファンを増やすために～」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/koryu/pdfs/toshin_ts.pdf 2017.2 参照)

山村高淑. 2014. 文化的安全保障とコンテンツツーリズム. 開発こうほう, 616 : 24 – 25.